

裁決手続開始の決定について（公告）

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により収用の裁決手続の開始を決定した。

令和7年3月14日

新潟県収用委員会 会長 小泉 一樹

- 1 起業者の名称
新潟県
- 2 事業の種類
二級河川鶴川水系鶴川ダム建設工事
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等並びに土地所有者の氏名及び住所別表のとおり
- 4 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
該当なし
- 5 裁決手続の開始を決定した年月日
令和7年3月6日

別 表

1 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

土地の所在	地 番	地 目		地積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)
		登記簿	現 況	登記簿	実 測	
新潟県柏崎市大字折居字餅粮	156番4	山林	墓地	66	157.96	157.96

2 土地所有者の氏名及び住所

土地の所在	地 番	氏名 (持分)	住 所
新潟県柏崎市大字折居字餅粮	156番4	赤井恵美子 (1/48) 国土交通省 (47/48)	不明。 ただし、土地登記記録上の住所 東京都日野市落川1134